

議題 1

「関西女子短期大学同窓会会則」の変更に伴う新旧対照表 (変更部分抜粋)

標題の件につきまして、次の理由により下記の新旧対照表の通り変更致します。

【変更理由】

- ・第5章会議に関する条文を現状に照らし合わせ、全体的に修正及び追加、一部表現を変更。

【変更内容】

【注：下線は変更箇所】

新	旧
<p>第5章 会議 (総会)</p> <p>第14条 総会は本会の最高決議機関であり、正会員をもって構成する。特別会員は総会に出席し意見を述べることができる。</p>	<p>第5章 会議 (総会)</p> <p>第14条 総会は3年に1回の開催とし、その他の年度については幹事会の開催をもって本会の総会に代えることとする。また必要のある場合は、臨時総会(または臨時幹事会)を開くことができる。総会及び幹事会では、次に掲げる本会の運営方針を審議決定する。</p> <ul style="list-style-type: none">1) 事業報告、決算報告2) 事業計画、予算3) 役員選任4) 会則の改廃5) その他本会の運営に関わる重要事項
<p>2 総会は3年に1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会が開催されない年度を含め、幹事会が総会に代わり第15条第2項について審議決定事項を代行する。</p>	<p>【追加】</p>
<p>3 次に掲げる事項は総会の審議決定を経なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">1) 役員選任2) 会則の改廃3) その他本会の運営に関わる重要事項	<p>【追加】</p>
<p>4 総会では、幹事会で承認された事項について報告を受けるが、総会が開催されない年度については会報誌または同窓会ホームページに掲載し報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">1) 事業報告、決算報告2) 事業計画、予算3) その他、幹事会での承認事項	<p>【追加】</p>
<p>5 総会の議事は出席者(委任状を含む)の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</p>	<p>2 幹事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

新	旧
<p>(幹事会)</p> <p>第 15 条 幹事会は役員、各期幹事で構成し、<u>総会が開催される年度も含め、年1回開催する。</u> <u>また、必要に応じて臨時幹事会を開催することができる。</u></p> <p>2 幹事会では、次の事項について審議決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 事業計画、事業報告 2) 収支予算、決算報告 3) その他本会の運営に関わる必要事項 <p>3 幹事会の議事は出席者<u>(委任状を含む)</u>の過半数で決し、可否同数のときは、議長<u>が決する。</u></p>	<p>(幹事会)</p> <p>第 15 条 幹事会は役員、各期幹事で構成し、<u>総会の代わり、その他必要に応じて開く。</u></p> <p>【追加】</p> <p>2 幹事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長<u>の決するところ</u>による。</p>
<p>(役員会)</p> <p>第 16 条 役員会は第 9 条第 1 項に掲げる役員をもって構成し、次に掲げる事項について企画立案、またはこれをらを審議、執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 本会の運営、活動、事業の執行 2) 事業報告、事業計画の作成 3) 決算書、収支予算案の作成 4) 総会・幹事会議案 5) その他、役員会において必要と認める事項 <p>2 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長<u>が決する</u></p>	<p>(役員会)</p> <p>第 16 条 役員会は次に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 事業計画 2) 予算執行 3) 総会議案 <p>【追加】</p> <p>【追加】</p> <p>4) その他役員会において必要と認める事項</p> <p>2 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長<u>の決するところ</u>による。</p>
<p>附 則</p> <p>この会則は昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>昭和 55 年 4 月 1 日 改正 平成 6 年 4 月 1 日 一部改正 平成 10 年 4 月 12 日 一部改正 平成 16 年 6 月 13 日 一部改正 平成 20 年 6 月 21 日 一部改正 平成 26 年 11 月 9 日 一部改正、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用する。 平成 27 年 7 月 5 日 改正 令和 7 年 10 月 26 日 一部改正</p>	<p>附 則</p> <p>この会則は昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>昭和 55 年 4 月 1 日 改正 平成 6 年 4 月 1 日 一部改正 平成 10 年 4 月 12 日 一部改正 平成 16 年 6 月 13 日 一部改正 平成 20 年 6 月 21 日 一部改正 平成 26 年 11 月 9 日 一部改正、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用する。 平成 27 年 7 月 5 日 改正</p> <p>【追加】</p>